

◇ 令和6年度 就学援助制度のお知らせ ◇

四日市市教育委員会 学校教育課

四日市市では、公立小中学校の教育費用負担にお困りのご家庭に就学費用の一部を援助しています。

対象となる方

経済的に困窮され児童生徒を就学させることが困難なご家庭で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 所得審査で四日市市の所得基準（裏面参照）に当てはまるご家庭。
- (2) 令和5年度において、生活保護法に基づく保護を停止または廃止されたご家庭。
- (3) その他特別な事情があり、教育委員会が認めるご家庭。
 特別な事情とは・・・世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（転職、退職、病気、火災、事故等）により生計に著しい変化が生じた場合などです。

援助項目・支給金額（年額）・支給時期について

| 援助項目 | 小学校 | | 中学校 | | 支給時期 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|----------------------------------|
| | 1年 | 2～6年 | 1年 | 2・3年 | |
| 学用品・通学用品費 （オンライン学習通信費相当分を含む） | 25,630円 | 27,900円 | 36,730円 | 39,000円 | 7月, 12月, 3月 中旬 （左記金額を分割支給） |
| 新入学児童生徒学用品費 | 54,060円 | — | 63,000円 | — | 2月（※1） |
| 合計 | 79,690円 | 27,900円 | 99,730円 | 39,000円 | |

4月に認定された場合の1年間の支給額です。令和5年度の支給金額を基に作成しています。令和6年度は変更となる場合があります。

給食費

小・中学校ともに、給食は現物支給です。就学援助認定後は、給食費の支払いは不要です。なお、就学援助が認定されている期間分として支払われた給食費がある場合は、返金します。

新入学児童生徒学用品費（※1）

- ・令和6年4月に公立小・中学校へ入学する児童生徒がいる方へ、入学前に支給します。
- ・提出期日以降に申請書を提出された方は、入学後に支給する場合がありますをご了承ください。
- ・令和6年4月末までに認定された方のみ支給対象です。
- ・他市町村から転入した方で、他市町村で受給済の場合は、四日市市では支給できません。



上記以外の援助項目

- (1) 校外活動（遠足や社会見学等）の費用の一部、修学旅行費の実費（実施日に認定されている場合）、卒業アルバム代の実費（3月1日に認定されている児童生徒のうち、購入した場合。上限額：小学校11,000円、中学校8,800円）
- (2) 通学費の実費（公共交通機関で通学する児童生徒で、片道の通学距離が、小学校4km、中学校6km以上の場合の運賃。学区外通学者は対象外。）
- (3) 医療費 トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫のうち、学校で治療の指示を受けた場合に限りです。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の支払いは不要です。

申請について

※**継続の方も毎年申請が必要です。自動更新ではありません。**

◆必要なもの

- (1) 申請書・・・各学校または市役所9F教育委員会学校教育課にあります。
 - (2) 印鑑 (認印)
 - (3) 令和5年1月1日に市外に住所があった方は、住んでいた市町村の令和4年中の所得が分かる証明書 (同一世帯の方を含む。) を取り寄せ、提出していただく場合があります。
- ※ 所得の申告をしていない方は、市民税課で申告を済ませてください。所得がない方 (被扶養者を除く) も、所得がない旨の申告をしてください。

◆申請書の提出先

- (1) 現在通学している四日市市立小・中学校
 - (2) 入学予定の四日市市立小・中学校
 - (3) 教育委員会学校教育課
- ※ 兄弟姉妹が小学校と中学校にまたがる場合：1枚の申請書を、小学校または中学校もしくは、教育委員会学校教育課 (両校に提出していただく必要はありません。)

◆提出期限 **令和5年10月31日 (火)**

なお、期限にかかわらず、随時、申請書の受付をしています。

令和6年3月末日までに四日市市外に転出予定の方や私立学校に入学予定の方は、入学前の申請をご遠慮ください。(四日市市立の学校に入学後、改めて申請することができます。)



審査について

所得審査では、世帯全員 (※1) の令和4年中の所得 (※2) を確認させていただきます。

(※1) 世帯全員とは・・・血縁であるにかかわらず、同一生計の方全員および住民票上同一世帯の方全員のことを指します。単身赴任等により生計を同一にしているが別居している場合は、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含めます。ただし、事実上別居で別生計の方は含めません。

(※2) 所得とは・・・給与所得者の所得は源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。事業主の所得は、確定申告書の所得金額です。

所得審査後、追加で確認を行う場合があります。

◆審査結果の通知

就学援助審査結果は、令和6年1月上旬頃に郵送する予定です。

支給について

- (1) 支給日までに「支給明細通知書」を郵送します。
- (2) 保護者の指定口座に振込みます。ただし、学校集金に未納がある場合は、就学援助費を学校集金の未納額へ充当させていただきます。

所得基準 (参考)

所得基準は、世帯構成・年齢・住居の状況等によって異なります。下表はおおよその目安です。(令和5年9月現在の額であり、年度によって変動します。)

| 家族構成 (年齢) | 所得基準概算額 | 収入概算額 |
|----------------------|---------|--------|
| 2人 (33・11歳) | 約276万円 | 約413万円 |
| 3人 (36・8・6歳) | 約355万円 | 約511万円 |
| 3人 (38・37・6歳) | 約318万円 | 約465万円 |
| 4人 (40・35・6・2歳) | 約339万円 | 約491万円 |
| 5人 (40・37・9・5・0歳) | 約346万円 | 約500万円 |
| 6人 (43・41・12・8・5・3歳) | 約359万円 | 約516万円 |

制度の詳細内容は、各学校または教育委員会学校教育課 (Tel.354-8250) へお問い合わせください。